

ネット販売に取り組む事業者支援事業補助金の 事務手続きについて

1. 交付申請提出

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、
もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

3. 事業開始

【事業を変更・中止・廃止したい場合】
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※事業の完了とは：補助目的を達成し、原則として支払行為を含む補助事業に
係る全ての講師の完了日とします。ただし、やむを得ない理由により年度内に支払
行為ができなかった場合は、補助目的を達成しつつ補助対象経費の額が確定した
日とします。

※この補助金においては、完了届の提出は必要ありません。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から30日以内又は4月20日)

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、
もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

実績報告書の提出を受けて事務調査を実施します。
内容に問題が無ければ速やかに支払いを行います。

資料提出・問い合わせ先

商工労働部兼農林水産部市場開拓局・販路拡大・輸出促進課

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1-220

電話0857-26-7767 ファックス0857-21-0609